

独立行政法人医薬基盤研究所役員退職手当支給規程の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正（案）
第1条～第2条 (略) (退職手当の額) 第3条 退職手当の額（第5条第5項に該当する場合を除く。）は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。	第1条～第2条 (略) (退職手当の額) 第3条 退職手当の額（第5条第5項に該当する場合を除く。）は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、<u>その額に100分の86.35の割合を乗じて得た額とする。</u>ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、<u>その額に100分の86.35の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</u>
第4条～第14条 (略)	第4条～第14条 (略)

現 行	改 正 (案)
	<u>附 則 (平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日 24 規程第●●号)</u> <u>第 1 条 この規程は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。</u> <u>第 2 条 第 3 条の規定の適用については、「100 分の 86.35」とあるのは、平成 2 5 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの間においては「100 分の 95.45」と、同年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までの間においては「100 分の 90.9」とする。</u>

